

○山口県警察再被害防止要綱

平成13年10月5日
山口刑企第 251号
山口警務第 1048号
山口刑捜一第 634号
山口刑捜二第1079号
山口生企第 553号
山口生少第 402号
山口生保第 448号
山口交企第 608号
山口交指第 503号
山口備公第 1323号
山口備備第 525号
山口備外第 1270号

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）から再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関し基本となる事項を定め、もって被害者等の再被害の防止を図ることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

この要綱において「再被害防止対象者」とは、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者との関係、加害者の言動その他の状況から判断して、加害者から生命又は身体に係る再被害を被るおそれの大きいと認められ、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した被害者等をいう。ただし、山口県警察保護対策実施要綱（平成24年3月26日付け山口刑組第277号ほか。以下「保護対策実施要綱」という。）第2条第2項に規定する保護対象者を除く。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 上申

- (1) 所属長は、犯罪を検挙し、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要があると認めたときは、再被害防止対象者指定上申票（別記第1号様式）及び再被害防止対象者指定理由票（別記第2号様式）により、警察本部の当該犯罪に係る捜査を担当する課の長（以下「本部捜査担当課長」という。）を経由して、本部長に指定を上申するものとする。
- (2) 所属長は、被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受けた場合には、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、(1)の規定に準

じて指定を上申するものとする。

2 再被害防止対象者の指定

本部長は、1の規定により上申があった被害者等について再被害防止措置を講ずる必要があると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

3 再被害防止措置実施警察署の指定

本部長は、2の規定により再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、再被害防止措置実施警察署を指定するものとする。

4 通知

本部捜査担当課長は、次に掲げる者に対し、再被害防止対象者指定通知票（別記第3号様式。以下「通知票」という。）により、再被害防止対象者を指定した旨の通知を行うものとする。

ア 再被害防止措置実施警察署の長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）

イ 被害者等又は加害者の住居地等を管轄する警察署の長（以下「関係警察署長」という。）

ウ 警務部警察県民課犯罪被害者支援室長（以下「犯罪被害者支援室長」という。）

第4 再被害防止措置

1 措置事項

(1) 本部捜査担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するとともに、再被害防止措置を講ずるに当たり必要となる情報（以下「関連情報」という。）の集約及び分析を行い、再被害防止措置実施警察署長を指導するものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長は、原則として警部以上の階級にある者の中から再被害防止担当官を指定した上で所要の体制を確立するとともに、関係警察署長と連携し、必要に応じて次に掲げる再被害防止措置を講ずるものとする。

ア 関連情報の収集

イ 再被害防止対象者に対する連絡体制の確立

ウ 再被害防止対象者に対する防犯指導及び所要の警戒措置

エ 再被害防止対象者に対する関連情報の教示

オ 再被害防止対象者の要望の把握

カ 加害者の動向把握

キ 加害者に対する指導、警告等

ク その他再被害を防止するために必要と認められる措置

(3) 再被害防止担当官は、署長の指揮を受け、再被害防止措置を講ずるとともに、関係所属との連絡及び調整に当たるものとする。

(4) 関係警察署長は、再被害防止措置実施警察署長と協力し、(2)に掲げ

る再被害防止措置を講ずるものとする。

- (5) 犯罪被害者支援室長は、再被害防止対象者の指定状況及び再被害防止措置の実施状況を集約するとともに、本部捜査担当課長に対しこの要綱の運用及び被害者対策に関連する事項について助言し、協力するものとする。

2 報告

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置を講じたときは、通知票にその経過を記載しておくとともに、適宜、本部捜査担当課長を経由して、本部長に報告するものとする。

第5 指定期間等

1 指定期間

再被害防止対象者の指定期間は、原則として指定した日から1年とする。この場合において、加害者の未決勾留期間及び自由刑の執行期間については、指定期間に算入しないものとする。

2 指定の解除

1の指定期間を経過した場合は、再被害防止対象者の指定は解除されたものとみなす。

3 指定期間の変更

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間を延長する必要があると認めるときは、当該指定期間が経過するまでに指定期間延長上申票（別記第4号様式）により、本部捜査担当課長を経由して、本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内における指定の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内において指定の必要がなくなったと認めるときは、指定期間内解除上申票（別記第4号様式）により、本部捜査担当課長を経由して、本部長に指定期間内における指定の解除を上申するものとする。

(3) 指定期間の変更の決定

本部長は、(1)又は(2)の規定により上申があったときは、その変更の可否を決定するものとする。

4 通知

本部捜査担当課長は、再被害防止措置実施警察署長、関係警察署長及び犯罪被害者支援室長に対し、指定の解除、指定期間の延長又は指定期間内における指定の解除を行った旨を通知するものとする。

第6 都道府県警察間の連携

- 1 再被害防止措置実施警察署長は、被害者等の再被害を防止する上で、被害者等又は加害者の住居地等が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、当該都道府県警察との連絡及び調整を本部捜査担当課長に要請するものとする。

- 2 本部捜査担当課長は、1の規定により要請があったときは、他の都道府県警察本部の担当課長を通じて、被害者等又は加害者の住居地等を管轄する警察署長に再被害の防止について、協力を依頼するものとする。
- 3 他の都道府県警察から再被害の防止について協力依頼を受けたときは、誠実にこれに協力するものとする。

第7 関係機関との連携

被害者等の再被害の防止に当たっては、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び受刑者を収容する場合における少年院をいう。以下同じ。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携を図るものとする。

第8 秘密の厳守

被害者等の再被害の防止に当たる者は、関連情報を適正に管理し、その秘密を厳守しなければならない。

第9 その他

- 1 この要綱は、被疑者の逆恨み等により被害を被るおそれがあり、保護措置を講ずる必要がある被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）に準用する。
- 2 被害者等が保護対策実施要綱第2条第2項に規定する保護対象者に該当する場合における刑事施設等との連携及び当該被害者等に対する加害者の釈放等に関する情報等の関連情報の教示については、この要綱の定めるところによる。